

## 被扶養者認定に必要な書類

区分			添付書類						
			(課税(高校生は除く)証明)	(年金振込通知書等含む)(遺族・障害年金を)	世帯全員の住民票	(戸籍謄本(または抄本))	雇用保険受給終了証明書	被扶養者とする理由書	確定申告書および収入内訳書の写し
同居していてもよい人	父母・祖父母	60～74歳	○	○	○		○	○	○
		60歳未満	○	○	○		○	○	○
	配偶者		○	○			○	○	○
	子	18歳以上	○				○	○	○
		18歳未満							
	弟妹・孫	18歳以上	○	○	○	○	○	○	○
		18歳未満		○	○	○		○	
	兄弟	60～74歳	○	○	○	○	○	○	○
		60歳未満	○	○	○	○	○	○	○
	同居していなければならない人	義父母	60～74歳	○	○	○	○	○	○
60歳未満			○	○	○	○	○	○	○
甥・姪		18歳以上	○	○	○	○	○	○	○
		18歳未満		○	○	○		○	
伯父・伯母 叔父・叔母		60～74歳	○	○	○	○	○	○	○
		60歳未満	○	○	○	○	○	○	○

※上記の書類以外に追加書類をご提出いただく場合があります。

○別居の場合は送金を証明する銀行または郵便局の振込受領書を添付してください。

(ただし、送金額が認定対象者の年収以上のこと)

○住民票は続柄の省略のないもので、続柄が確認できない場合は戸籍謄本の提出をお願いする場合があります。

○戸籍謄本(または抄本)は被保険者との続柄を確認できるものを添付してください。

○退職の場合で失業保険を受給する場合は受給終了後に雇用保険受給終了証明書を添付、失業保険を受給しない場合は離職票の原本を添付してください。

○被扶養者とする理由書の様式は「申請書ダウンロード」ページより印刷してください。

○女性が子供を扶養する場合は住民票(世帯主であること)の提出をお願いします。

○給与収入がある方は回答書または現在の収入確認をできるものを提出してください。

○上記以外の証明書等の提出をお願いする場合があります。